

消防団員に支給した年額報酬に係る源泉徴収票の誤記載等について

消防団員に支給した年額報酬について、源泉徴収税額の計算方法及び源泉徴収票の記載内容に誤りがありませんでした。この誤りにより、源泉徴収税の徴収不足と市民税・県民税の過大徴収を確認いたしました。

消防団員の年額報酬を受給されていた方に、多大なる御迷惑とお手数をおかけしますことを、謹んでお詫び申し上げます。

本件の内容と対応について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 誤りの内容

(1) 消防団員の年額報酬に係る源泉徴収税額の計算方法について

消防団員の年額報酬に係る源泉徴収税については、令和4年3月31日まで5万円以下であるものに限り非課税とされ、5万円を超える年額報酬については、その全額が課税対象とされていました。

しかしながら、当市では、5万円を超える年額報酬から5万円を差し引いた金額を課税対象として計算していませんでした。

正しくは、5万円を差し引くことなく、年額報酬の全額を課税対象として計算し、源泉徴収税として徴収すべきでした。これにより、源泉徴収税額に徴収不足がありました。

(2) 消防団員の源泉徴収票の誤記載について

年額報酬5万円以下については、全額が非課税対象となるため、源泉徴収票の支払金額欄に0円と記載すべきところ、年額報酬の全額を記載していませんでした。

この誤記載により、年額報酬の全額が課税対象として取り扱われ、市民税・県民税を過大に徴収していませんでした。

なお、年額報酬が5万円以下の方については、源泉徴収していません。

【参考】 年額報酬で年5万円を超えるものについて、従前、その金額から5万円を差し引いた金額が課税対象とする取り扱いでしたが、当該取り扱いは、平成10年11月26日に廃止されており、以降、年5万円を超える年額報酬については、その全額が課税対象とされていました。

・階級別年額報酬額 令和3年度（令和4年分）まで (単位：円)

団長	副団長	本部長	副本部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
168,300	128,000	92,400	76,200	74,900	51,200	35,700	23,500	14,200

2 誤り判明の経緯

消防団員に支給した報酬に係る源泉徴収税の計算方法の誤りについて、他都市が公表したことを受け、本市の状況を調査したところ、本市でも同様に誤った取り扱いをしていることが判明しました。

3 影響を受ける方

(1) 源泉徴収税の徴収不足について

平成 30 年度から令和 3 年度の間、上田市消防団の副分団長以上の階級にあり、年額報酬を受給した方。

(2) 市民税・県民税等について

平成 29 年度から令和 3 年度の間、上田市消防団の部長以下の階級にあり、年額報酬を受給した方。

4 今後の対応

(1) 源泉徴収票の再発行について

消防団員の年額報酬を受給されていた 2,401 名に、平成 30 年から令和 4 年支払分の正しい内容で記載した源泉徴収票（再発行）をお送りいたします。

(2) 源泉徴収税の徴収不足額の納付について

徴収不足額は 1 人あたり最大 6,144 円、最小で 1,524 円となり、税務署へ納付すべき額の合計は 526,968 円となります。対象となった 151 名の方々に丁寧に説明を行い、上田市への納付をお願いしてまいります。

(3) 市民税・県民税の還付について

過徴収額は 1 人あたり 136,500 円、最小 200 円で合計 9,724,400 円となります。対象となった 1,957 名の方々に、過徴収額を還付いたします。

5 再発防止等について

御迷惑をおかけすることになりました現役の消防団員及び退団された方に、心よりお詫び申し上げますとともに、今後の消防団員報酬の支給事務にあたり、源泉徴収票等の作成手順や留意点をまとめたマニュアルを整備するなど、法令を遵守する事務体制を確保し、再発防止を図ってまいります。

お問い合わせ先 上田市 消防部 消防総務課 0268-26-0119
--